

生活保護費における返還金取扱事務に係る規制緩和

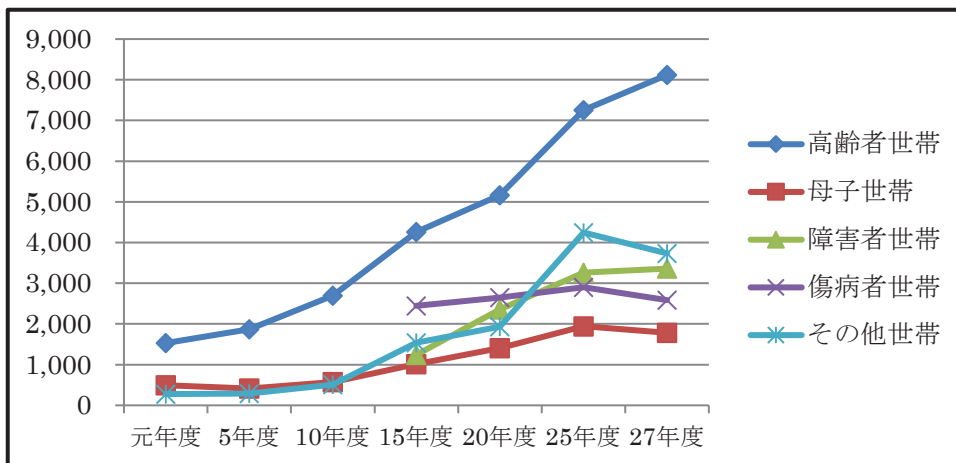
1 広島市における生活保護受給世帯数の推移

- ・ 平成27年度の受給世帯数は、平成元年度の4.3倍に増加している。
- ・ 高齢化の進展に伴い、高齢者世帯の伸びが顕著である。

◎ 平成27年度に決定した生活保護法第63条返還金の主な内容は、老齢年金や障害年金など各種年金等の遡及受給、児童扶養手当や労災給付金等の不就労収入の遡及認定変更であり(全体の35.2%)、高齢者及び障害者が多い(全体の44.8%)。

【生活保護受給世帯数の推移】

区分	平成元年度	平成5年度	平成10年度	平成15年度	平成20年度	平成25年度	平成27年度
高齢者世帯	1,530	1,866	2,699	4,256	5,167	7,252	8,120
母子世帯	495	413	569	1,009	1,406	1,944	1,781
障害者世帯	2,233	2,088	2,705	1,240	2,356	3,259	3,360
傷病者世帯				2,446	2,646	2,902	2,589
その他世帯	277	289	512	1,524	1,935	4,247	3,735
停止世帯	6	6	4	19	25	75	67
合計	4,541	4,662	6,489	10,494	13,535	19,679	19,653



【生活保護法第63条返還金の決定状況(平成27年度)】

返還金の内容	決定件数		左のうちH28.3.31時点	
		割合	未納件数	割合
各種年金等の遡及受給	345	20.7%	164	18.0%
不就労収入の遡及認定変更	241	14.5%	142	15.6%
就労収入の遡及認定変更	164	9.9%	128	14.1%
交通事故の補償金の受給	164	9.9%	74	8.1%
生命保険の解約返戻金の受給	118	7.1%	59	6.5%
扶助費の遡及認定変更	112	6.7%	77	8.5%
入院給付金の受給	109	6.6%	48	5.3%
その他	411	24.6%	218	23.9%
合計	1,664	100.0%	910	100.0%

【生活保護法第63条返還金決定世帯の世帯類型】

世帯類型	決定件数		左のうち H28.3.31 時点	
		割合	未納件数	割合
高齢者世帯	433	26.0%	198	21.8%
障害者世帯	312	18.8%	166	18.2%
傷病者世帯	205	12.3%	123	13.5%
母子世帯	302	18.1%	166	18.2%
その他世帯	412	24.8%	257	28.3%
合計	1,664	100.0%	910	100.0%

2 生活保護事務の概要

(1) 保護の決定及び実施

別紙1のとおり。

(2) 生活保護法第63条返還金取扱事務

別紙2のとおり。

○ 生活保護法第63条返還金は、年金受給権等の資力はあるものの、まだ裁定請求手続き中で支給が始まっていないなど、急迫のため生活保護を受給した場合に、当該資力が現金化された後、支給した保護費の範囲内の額を福祉事務所が返還させるものである。

○ 生活保護法第78条徴収金は、就労収入があるにも関わらず無収入であると福祉事務所に届け出るなど、不実の申請や不正な手段により自ら保護を受け、又は他人に保護を受けさせた場合に、その不正に受給した額を福祉事務所が徴収するものである。

平成25年の法改正により、本人からの申出を前提に、徴収金を保護費と調整することができるようになった。

3 返還金を保護費と調整可能とすることによる効果

広島市では、平成19年度から、生活保護法第63条返還金及び第78条徴収金について、市が、本人からの委任に基づき返還金等相当額を代理受領した上で市に納付する方法で、保護費との調整を行っていたが、平成27年度に、返還金債権に係る審査請求が提起され、返還金の保護費との調整は法に反するとの裁決が行われた。これを受けて、同年12月から返還金のみ保護費との調整を取りやめたが、収納率の低下は顕著であり、具体的には次のとおりである。

【生活保護法第63条返還金】

※ 平成27年12月納付分から保護費との調整を取り止め

(単位：件)

区 分	納入通知書発行月			
	平成27年10月(11月納付)		平成27年11月(12月納付)	
		左のうち調整分		左のうち調整分
発行済納入通知書 (履行延期分のみ)	1,986	1,039	1,983	
H28.6.30 時点 納付済み	1,380	1,039	1,066	
収 納 率	69.5%	100.0%	53.8%	

⇒※調整取り止めにより15.7ポイント減少

【生活保護法第78条徴収金】

※ 生活保護法第78条の2に基づき保護費との調整を継続

(単位：件)

区 分	納入通知書発行月			
	平成27年10月(11月納付)		平成27年11月(12月納付)	
		左のうち調整分		左のうち調整分
発行済納入通知書 (履行延期分のみ)	1,980	899	2,027	914
H28.6.30時点 納付済み	1,294	899	1,327	914
収 納 率	65.4%	100.0%	65.5%	100.0%

4 返還金に関する生活保護受給者からのニーズ・要望等（福祉事務所による聞き取り）

- ・ 金融機関に出向くのに時間と交通費がかかるので、保護費と調整してもらいたい。
- ・ 高齢、障害等で金融機関に行くのが困難なため、保護費と調整してもらいたい（他に、入院中で外出が困難、勤務時間の関係で金融機関の営業時間内に納付に行けないなどの理由により保護費との調整を求める要望が多くある。）。
- ・ 納入通知書には「生活保護法第63条に基づく返還金」と記載されており、金融機関の職員に見られるのがいやなので、金融機関では納めたくない。
- ・ 福祉事務所に返還することを納得しているのに、保護費と調整できるものとできないものがあることが納得できない。
- ・ 保護費と調整してもらえなくなって、納入通知書の管理を自分で行わないといけなくなり面倒である。

5 口座振替による収納を行う場合の課題

- ・ 生活保護費の支給日に口座振替を行うこととしても、受給者が口座振替処理の前に保護費を引き出せる場合があり、返還の確実性が担保できない。なお、口座振替ができなかった場合、改めて納入通知書を発行するなどの事務が発生する。
- ・ 口座振替のための経費を要する（口座振替に要する額は約10.3円/件（平成28年度実績））。

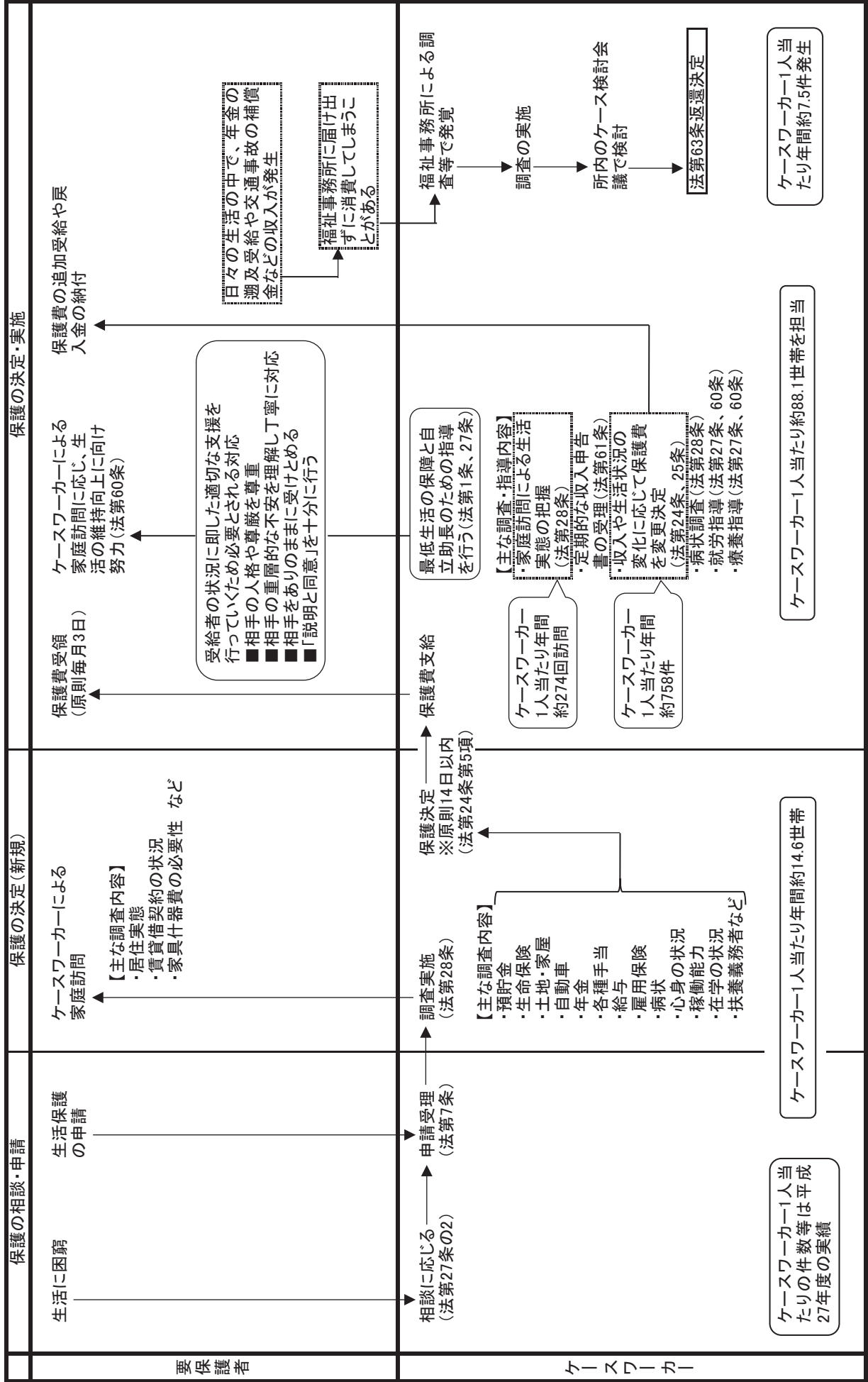
【口座振替による収納及び保護費との調整の併用について】

区 分	保護受給中	保護廃止後
口座振替による収納	一部不可（収納率85%～90%）	
保護費との調整	可	不可

生活保護費の支給日に口座振替を行っている自治体の収納率の実績は概ね85%～90%程度であり、本市が同様に口座振替による収納を行った場合、平成27年10月実績を当てはめると、保護費との調整に応じていた1,039件のうち15%に相当する約156件が収納できなくなる可能性があるが、保護費との調整を行えるようにすれば、この返還金は全件収納できる。

本市では、現在、口座振替による収納ができるよう電算システムを改修中であるが、公債権を適切に管理し収納率を向上させるためには、保護費との調整も可能とする必要があると考えている。

保護の決定及び実施



生活保護法第63条返還金取扱事務

